

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月5日
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03) 5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03) 5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 8,295,968,556円 (注) 募集金額は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行することから無償で発行するものといたします。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	48,514,437個（新株予約権1個につき0.5株）
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成27年4月15日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 取締役会決議日

平成27年3月5日開催の当社取締役会決議によります。

2. 募集の方法

会社法277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により、3.に定める基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主に対し、4.に定める割当比率で本新株予約権を割り当てます。ただし、当社が保有する当社普通株式については割当てません。

3. 基準日

平成27年3月31日

4. 割当比率

各株主の保有する当社普通株式数1株につき本新株予約権1個を割当てます。

5. 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める、新株予約権の無償割当てが、その効力を生ずる日をいう。以下、「本効力発生日」という。）

平成27年4月15日

6. 本新株予約権の発行数について

本新株予約権の発行数については、当社の基準日現在の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する当社普通株式の数を除く。）と同一の数とします。なお、上記の発行数は、当社の平成27年2月28日現在発行済株式数を基にしていますが、基準日は平成27年3月31日であり、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性があります。

7. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金及び申込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであり、当社の定める本効力発生日において、何らの申込手続きを要することなく新株予約権が割当てられることとなります。したがって、申込みに係る上記事項について該当事項はありません。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	Oakキャピタル株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社が有する当社普通株式を処分(以下、新株式の発行及び自己株式の処分を総称して「交付」という。)する総数は、基準日現在の当社株主名簿に記載又は記録された当社株主の有する株式の総数(ただし、自己株式の数を除く。)に0.5を乗じて算出された数値の整数部分を合計した数とする。ただし、本欄第2項ただし書きにより、本新株予約権1個の目的である株式の数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の数はこれに応じて同様に調整される。</p> <p>2. 本新株予約権1個の目的である株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は0.5株とする。 ただし、本新株予約権の割当日後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。上記算式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 また、調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後対象株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> <p>4. 本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する当社普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、本新株予約権の基準日の直前の取引日(株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)である平成27年3月30日(同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値がある取引日とする。)までの10取引日(当日付で終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額とし、円位未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、当該金額(1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。)が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とする。また、本欄第3項「行使価額の調整」の規定に従って調整されるものとする。</p>

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本効力発生日以後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、株主割当の基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当が効力を生ずる日の翌日以降、これを適用する。取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社の取締役、監査役、顧問及び従業員、当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対するストックオプションとしての新株予約権発行を除く）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は当該割当がその効力を生ずる日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

	<p>本号 ないし の各取引において行使価額の調整事由とされる当社の各行為において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、これらの規定により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けて終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の本新株予約権者に通知又は公告する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>8,295,968,556円(本有価証券届出書提出時の見込額)</p> <p>(注) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、新株予約権の目的となる株式数に行使価額を乗じた金額とします。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成27年6月1日から平成27年7月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 首都圏支店
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。 2. 本新株予約権の新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権の新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の新株予約権者がその保有する複数個の本新株予約権の一部のみ行使した場合、当該行使時点をもって、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなし、未行使の当該本新株予約権は、当該時点後一切行使ができなくなるものとする。 3. 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる(ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者ならびに信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所および証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社および証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会の承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行行使することができる)ものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会において承認決議がなされた場合)において、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当該取得日に、取得日時時点で残存する新株予約権の全部を無償で取得する。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名押印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）及びその他関係法令並びに株式会社証券保管振替機構の定める諸規則に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座の顧客口へ増加記録を行うことにより株式を交付し、本新株予約権の目的となる当社普通株式は、振替株式であるため、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しません。
4. 新株予約権者に対する新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権者から請求がない限り、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。なお、新株予約権証券を発行する場合であっても、本新株予約権者は会社法第290条の請求をすることはできないものとしします。
5. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
 - (2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼CEOに一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,295,968,556	25,000,000	8,270,968,556

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、本有価証券届出書提出時の見込額である。
2. 上記払込金額の総額は、行使価額を342円(平成27年3月4日までの10取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値380.8円に0.9を乗じ、1円未満の端数は切り捨てた金額。ただし、当該金額(1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。)が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額)と仮定して算定した暫定値であり、最終的には、行使価額が、基準日の直前の取引日である平成27年3月30日(ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。)までの10取引日(当日付で終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨て)として決定次第、確定いたします。ただし、当該金額(1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。)が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とします。
- また、基準日は平成27年3月31日であり、それまでに発行済株式総数(自己株式控除後)が変動する可能性があるため、実際の手取金の額は変動を生ずる可能性があります。
- さらに、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。そして、本新株予約権の全てが行使されない場合及び新株予約権者が割当てられた本新株予約権の一部を行使した結果として未行使の本新株予約権について行使ができないこととなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

（２）【手取金の使途】

本新株予約権の新規発行による手取金の使途につきましては、権利行使に伴う払込み後、今後見込まれる投資事業（エクイティファイナンスの引受け業務の拡大、M & Aによる事業会社及び事業用不動産等の買収）の拡大に向けての新規投資資金に充当する予定であります。

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について >（注）

想定している使途	想定している金額	想定している支出予定時期
新規投資資金	8,270百万円	平成27年6月～平成28年3月

（注）本新株予約権の発行は、株主の皆様に対する還元としての観点から行うものであり、資金調達を主たる目的といたしておりません。また、資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点ではその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従いまして、具体的には資金の払込みのなされた時点の状況に応じて判断いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

当社は、平成27年3月5日開催の取締役会において、平成27年3月31日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して新株予約権を割当てることを決定いたしました。

1．株主に対して新株予約権を割当てる目的及び理由

当社は、平成27年3月31日を基準日として剰余金の配当（期末配当）を実施する旨決定し公表しておりますが、さらなる株主還元策として、当社業績が好調に推移している（前期末ROE：20.3% 今期第三四半期末ROE：28.9%）ことを背景に、ご支援をいただいております株主の皆様幅広く時価に比して割安な価格で当社に対する投資機会を提供すべく、全株主の皆様は無償で新株予約権を割当てるものであります。また、本件は当社の資金需要にも応えるものであり、株主の皆様からの本新株予約権の行使により調達した資金は、投資事業（エクイティファイナンスの引受け業務の拡大、M & Aによる事業会社及び事業用不動産等の取得）の拡大に向けての新規投資資金に充当する予定であり、これは当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものであります。

[ポイント]

- (1) 本新株予約権は、全ての株主の皆様はその保有比率で割り当てられます。
- (2) 権利行使は、株主の皆様の自由なご判断により選択できます。
- (3) 株主に対する新株予約権割当による株主還元策の実施は、当社において過去複数回にわたり実績があります。
- (4) 当社業績は着実に向上しており（前期末ROE：20.3% 今期第三四半期末ROE：28.9%）、来期以降につきましても、積極的な事業展開により業績を拡大し持続的な成長を実現するとともに、安定した収益基盤と強固な財務体質を構築してまいります。

株主の皆様に対する本新株予約権の割当の方法は、無償の新株予約権を会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当の方法により発行するものであり、当社の定める割当効力発生日において、株主の皆様において何ら申込みの手続きを要することなく割当てられることとなります。また、権利行使（資金の払込み）は株主の皆様のご自由な判断によります。行使価額につきましては、平成27年3月30日（同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）までの10取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%の金額（1円未満の端数は切り捨て）といたします。ただし、当該金額（1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。）が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とします。また、権利行使期間は2か月といたしました。

2．発行条件の合理性

本新株予約権の発行は、会社法第277条に規定する新株予約権無償割当ての方法により行われるものであり、その発行に際しては株主の皆様により払込み、その他の手続は不要です。

ご支援をいただいております株主の皆様幅広く時価に比して割安な価格で当社に対する投資機会を提供する株主還元策の実施を目的として行うものであることに鑑み、(1)本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、本新株予約権の割当基準日の直前の取引日である平成27年3月30日（同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）までの10取引日（当日付けで終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）としますが、当該金額（1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。）が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とし、(2)当社の現在の発行可能株式総数（授權枠）及び株主還元の極大化の双方を勘案したうえで、本新株予約権1個の行使により得られる当社普通株式の数を0.5株と定め、本新株予約権2個の行使により当社普通株式を1株得られることとし、(3)新株予約権の行使期間は、当社業績が好調に推移している中、株主還元のメリットを株主の皆様により早期に享受していただくために、過去に実施した株主割当における行使期間に比して短期間とし、2か月間としております。

このように、本新株予約権無償割当てにおいては、行使価額の算定に際して客観的となる時価を基準に定めるとともに、本新株予約権1個の行使により発行される普通株式の数及び行使期間を定めていることから、発行条件は合理的であるものと考えております。

[ポイント]

- | |
|---|
| <p>(1) 本新株予約権は無償で平成27年3月31日現在の全ての株主の皆様にご割当てられ、権利行使により普通株式を取得できます。また、本新株予約権は、全ての株主の皆様にごその保有比率で割り当てられます。</p> <p>(2) 権利行使は、株主の皆様の自由なご判断により選択できます。</p> <p>(3) 権利行使にあたり払い込む1株当たりの金額は、平成27年3月30日までの10取引日の終値平均値の10%ディスカウントの価額となります。</p> <p>(4) 権利行使に伴い取得できる普通株式の数は、例えば100株保有の方は50株となります。</p> <p>(5) 権利行使ができる期間は、平成27年6月1日から7月31日までの2か月間です。</p> |
|---|

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第153期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年3月5日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

なお、事業等のリスクの内容には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年3月5日）現在において判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(7)省略

(8) 既存株主の議決権の希薄化に関わるリスク

平成27年3月5日開催の当社取締役会決議により第9回新株予約権の発行を決議しましたが、当該発行決議により発行される第9回新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は24,257,218株であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は50%となります。本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使した場合の株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合および本新株予約権の一部行使の結果、残存予約権を放棄したものとみなされた場合、株主の皆様ご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。しかしながら、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使に応じた形で当社の財務基盤の強化に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第153期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年3月5日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成26年9月1日提出臨時報告書〕

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく報告）

イ 銘柄 Oakキャピタル株式会社 第8回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

61,000個（新株予約権1個につき100株）

ただし、これは割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、237円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等（東京証券取引所における発行決議日前取引日の終値237円/株、株価変動率51.93%、配当利率0%、安全資産利子率0.071%）を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果（以下、「本件算定価額」という。）を参考に、当社においても検討した結果、本件算定価額と同額であり、特に有利な金額に該当しないと判断したことから決定したものである。

(3) 発行価額の総額

1,460,157,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である（本新株予約権全体の目的である株式の総数は6,100,000株が当初の上限となる。）。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金237円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ÷ 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成26年10月1日（水）から平成28年9月30日（金）までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成27年3月期第2四半期報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書。以下、同じ。）における営業利益が500百万円以上の場合、または平成27年3月期有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益が1,000百万円以上の場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役または執行役員であることを要する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める期間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- ）取締役または監査役を任期満了その他正当な事由により退任した場合
行使期間満了日まで
- ）役員規程、執行役員規程または就業規則に基づき、定年による退任または退職をした場合
退任または退職の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日まで
- ）会社都合により退職した場合
退職の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日まで
- ）上記各号を除くほか、会社が特段の事情ありと判断し、書面により承諾した場合
行使期間満了日まで

上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者死亡の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

ハ 勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社取締役、監査役および執行役員 13名 61,000個（6,100,000株）

ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項なし。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

ヘ 新株予約権の割当日

平成26年9月30日

3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日（平成26年6月27日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成27年3月5日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成26年6月28日から 平成27年3月5日まで (注)	136,272	3,537,828	136,272	2,212,867

(注) 1. 第7回新株予約権および第8回新株予約権の行使により増加したものであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第153期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第154期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月6日 関東財務局長に提出

提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

なお、平成27年5月8日頃を目処に当社の平成27年3月期決算短信を公表する予定であります。また、以下の書類について、関東財務局長に対して提出を予定しております。

有価証券報告書	事業年度 (第154期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日頃 関東財務局長に提出予定
---------	-----------------	-----------------------------	----------------------------

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

Oakキャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 均 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木下 雅彦 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、Oakキャピタル株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、Oakキャピタル株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

Oakキャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 渡邊 均 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木下 雅彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第153期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月5日

Oakキャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 均 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木下 雅彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第154期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。